

社会福祉法人創隣会  
役員・評議員の旅費等費用弁償に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人創隣会（以下「この法人」という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の旅費等費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、役員のうち、この法人の事業所を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤役員以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費）等であって、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 この法人は、役員に職務執行の対価として報酬等を支給する。

- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。
- 3 非常勤理事で職員としての立場を有する者に対しては、報酬等は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(報酬等の額の決定)

第4条 この法人の全非常勤役員（理事、監事）の報酬総額は、役員一人当たり年間10万円以内とする。

- 2 個々の理事の報酬は、別記1「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- 3 個々の監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。
- 4 個々の評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用弁償の支給)

第5条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、費用発生の日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについ

ては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 役員及び評議員には、出張に要する旅費（交通費、宿泊費）を、旅費規定に準じて出張費として支給することができる。

#### （報酬等の支給日）

第6条 非常勤役員及び評議員の報酬等は、会議等出席時に支払うものとする。

#### （報酬等の支給方法）

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

#### （公表）

第8条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

#### （改廃）

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

#### （補足）

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

- 2 本規程は、外部の評議員選任・解任委員にも適用する。個々の報酬は、別記4「評議員選任・解任委員の報酬」に定める額とする。

#### 附 則

この規程は平成29年 6月23日(評議員会の議決日)から施行する。

令和3年3月12日 改訂

令和7年6月27日 改訂

#### 別記1 非常勤理事の報酬

理事会・評議員会等出席の都度 1人一律 12,450円

#### 別記2 監事の報酬

理事会・評議員会・監事監査等出席の都度 1人一律 12,450円

#### 別記3 評議員の報酬

評議員会等出席の都度 1人一律 12,450円

#### 別記4 評議員選任・解任委員の報酬

評議員選任・解任委員会等出席の都度 1人一律 12,450円